

鳥取県職員採用試験

(令和7年4月採用予定)

文化財主事（埋蔵文化財担当）

受験案内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階
電話 (0857) 26-7034, 7033
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、採用候補者発表日

受付期間	令和6年6月21日（金） ～令和6年7月26日（金）（必着） <ul style="list-style-type: none">◎ 郵便、信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。◎ 郵便又は信書便の場合は、7月26日（金）17：15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。◎ 持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日及び試験会場	令和6年8月18日（日） [試験会場] 鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目220） ※時刻、会場などの詳細は申込受付後にお知らせします。
採用候補者発表日	令和6年8月28日（水）（予定）

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職種	採用予定者数	職務内容	主な配属先
文化財主事 (埋蔵文化財担当)	1名程度	文化財の保存や活用に関する調査や事業の企画立案、市町村・文化財所有者への助言、補助金事務、埋蔵文化財の発掘調査に関する事務等	地域社会振興部文化財局、埋蔵文化財センター、青谷かみじち史跡公園、むきばんだ史跡公園 等

(注1) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

(注2) 試験結果によって、採用予定者数を増減、又は採用候補者なしとする場合があります。

3 受験資格

(1) 年齢要件

平成元年（1989年）4月2日以降に生まれた人

(2) 資格要件

職種	必要な資格・免許等
文化財主事 (埋蔵文化財担当)	大学又は大学院で考古学又は歴史学を専攻して卒業（修了）した人又は令和7年3月31日までに卒業（修了）見込みの人

(3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和7年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

(4) 地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人が
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	内 容
基礎能力試験	〔多肢選択式…1時間10分〕 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（S P I 3（基礎能力検査のみ））
適性検査	職務遂行に関する適性についての検査
専門試験	〔択一式及び記述式…2時間30分〕 文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験 ○出題分野：考古学、歴史学及び埋蔵文化財の調査等に関する知識、文化財保護制度に関する知識
人物試験	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(注1) 試験の難易度は大学卒業程度です。

(注2) 試験の配点は650点です。

5 採用候補者の決定方法

(1) 採用候補者

基礎能力試験、専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、各試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

(2) 証明書等

採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、各種証明書等（職歴証明書、卒業（修了）証明書、上記3（2）記載の資格を確認するための書類等）を提出していただきます。必要な要素を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されていない場合は採用されません。

なお、受験申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課のホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示するとともに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容及び開示場所等は次の表のとおりです。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	基礎能力試験、専門試験、人物試験の合計得点及び順位	採用候補者発表日から1月間	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課（県庁本庁舎3階）

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、84円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用予定時期及び条件

（1）採用予定時期

原則として令和7年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

（2）給与

ア 初任給（月額）

- ・大学院修士課程修了・専門職学位課程修了：245,600円
- ・大学（4年制）卒：226,100円

※一定の職歴等がある人は、経歴に応じて所定の金額が加算されます。

※大学院博士課程修了などの学歴がある人は、これより高い額になります。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和6年4月1日現在。採用時までに給与改定等があった場合は、それによります。

（3）勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分（休憩時間60分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季他）、病気休暇など

（4）勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）

9 受験申込手続

提出書類	申込書1部…受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで必要事項を記入の上、提出してください（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です）。返送用封筒1通…受験票を郵便により返送するため、 <u>84円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕をあわせて提出してください。</u>
申込先	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階 電話(0857)26-7034 〔持参により申し込む場合〕上記へ直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 (県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（文化財主事）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 (郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。)
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により、後日郵送しますが、 <u>8月14日（水）までに到着しないときは、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課に直接お問合せください。</u>

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（H B又はBの鉛筆、消しゴム）、昼食を持参してください。
- (3) 試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りますので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただき、携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは一切認めません。
- (4) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。
〔代表例〕
 - ①公権力の行使に該当する業務
 - (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
 - (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
 - (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
 - (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
 - (5) 審査請求に対する裁決に関する事務
 - (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
 - ②公の意思形成への参画に携わる職
当県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。
- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。